

北九州地区電子自治体推進協議会規約

	平成 15 年 2 月 28 日
一部改正	平成 16 年 10 月 1 日
一部改正	平成 18 年 5 月 10 日
一部改正	平成 19 年 5 月 11 日
一部改正	平成 24 年 5 月 25 日
一部改正	平成 25 年 4 月 1 日
一部改正	平成 28 年 4 月 1 日

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、北九州地区電子自治体推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 この協議会は、会員相互の密接な連携により、行政サービスの向上と簡素で効率的な行政システムの確立を目指した電子自治体の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 総合行政ネットワークの整備・活用に関すること
- (2) 市町村による共同運営システムの構築、運営に関すること
- (3) その他協議会の目的に資する事業

2 前項の事業に要する経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

第 2 章 会 員

(会員)

第 4 条 協議会の会員は、普通会員及び特別会員とする。

- 2 普通会員は、別表 1 に掲げる福岡県北東部地域の市町村及び協議会の趣旨に賛同する市町村とする。
- 3 特別会員は、別表 2 に掲げる関係団体とする。
- 4 協議会の会員となろうとする市町村等は、総会の承認を得なければならない。
- 5 会員が退会する場合は、総会の承認を得なければならない。

第 3 章 役員等

(役員)

第 5 条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 監事 2 名

2 役員は、普通会員の副市町村長の職にあるものの中から総会において選任する。任期の途中に役員が副市町村長の職を離れたときは、当該普通会員において副市町村長の職を引き継ぐものが引き続き役員の任にあたるものとする。その任期は、前任者の残りの任期とする。

- 3 前項の普通会员の副市町村長の職にあるものについて、副市町村長を置かない市町村においては、相当の職をもって充てることができる。
- 4 役員の任期は、選任された総会の翌々年度の総会において役員の選任が行われるまでとする。但し、再任は妨げない。

(顧問)

第6条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 前項の顧問を置く場合は、総会の承認を得なければならない。

(役員等の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故にあるとき、又は欠けたときは、会長が指名した順序で、その職務を代行する。
- 3 監事は、会計の監査を行い、決算を審査する。
- 4 顧問は、総会に出席し、意見を述べることができる。

第4章 総会

(総会)

第8条 協議会の議決機関として総会を置く。

- 2 総会は、年1回以上開催し、会長が招集する。
- 3 総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 規約の改正及び廃止に関すること
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 事業報告及び収支決算
 - (4) その他協議会の運営に関する重要事項
- 4 総会の議長は会長が務める。

(定足数及び議決)

第9条 総会は、普通会员の過半数の出席がなければ開会することができない。

- 2 総会の議事は、出席普通会员の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(専決)

第9条の2 第11条の2第1項で設置した部会が所掌する事業に係る計画の変更、予算の修正及び負担金の変更については、当該部会の協議を経て、会長が専決することができる。この場合、専決した日以後の直近の総会において承認を得なければならない。

(総会に関する特例)

第10条 会長は、総会が定める事項について、あらかじめ書面又は電子メールにより、会員に賛否を求め、表決することができる。

- 2 前項の場合において、書面又は電子メールによる表決者は、総会に出席したものとみなす。
- 3 総会は、やむを得ない場合、書面又は電子メールによる開催とすることができる。ただし、会員から異議の申し出があった場合はこの限りでない。

第5章 部 会

(運営委員会)

- 第 11 条 協議会を円滑に運営するため、委員長及び委員をもって構成する運営委員会を設置する。
- 2 委員は、普通会员の情報政策担当課長等とする。
 - 3 委員長は、委員の中から会長が指名する。
 - 4 運営委員会は、委員長が招集し、委員長は議事運営を主宰する。
 - 5 運営委員会は、第3条第1項各号に掲げる事業の企画・立案、及び協議会の運営に関する事項について協議する。ただし、次条第1項の部会を設置した場合は、当該部会に係る事業を除く。

(部会)

- 第 11 条の2 特定の会員に対する事業を行うため、協議会に部会を設置することができる。
- 2 部会は、所掌する事業に必要な負担金を負担する会員で構成し、必要に応じ、他の会員を参加させることができる。
 - 3 部会は、第3条第1項各号に掲げる事業のうち、所掌する事業の企画・立案に関する事項について協議する。
 - 4 その他、部会の運営に必要な事項は、部会において協議し定める。

第6章 事務局

(事務局)

- 第 12 条 協議会の庶務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局は、運営委員会の委員長の所属する市町村に置く。

第7章 会 計

(会計)

- 第 13 条 負担金は、会員が負担するものとし、その額は、総会で決定する。
- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 補 則

(補則)

この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

付 則

(役員の任期)

- 1 設立総会（平成15年2月28日開催）で選任された役員の任期は、平成17年度の定期総会において役員の選任が行われるまでとする。

別表 1

普通会員名	
福岡県北東部地域の市町村	北 九 州 市
	行 橋 市
	豊 前 市
	中 間 市
	芦 屋 町
	水 巻 町
	岡 垣 町
	遠 賀 町
	苅 田 町
	み や こ 町
	吉 富 町
	上 毛 町
	築 上 町
	協議会の趣旨に賛 同する市町村
香 春 町	
鞍 手 町	
岩 手 県 釜 石 市	

別表 2

特別会員名
公益財団法人 九州ヒューマンメディア創造センター